

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関情報

第三者評価機関名 : 特定非営利法人未来 福祉サービス評価事業部
訪問調査実施期間 : 平成20年12月25日(木)

② 事業者情報

名称 : 倉吉市立上井保育園 種別 : 保育所
代表者氏名 : 岡本百合子
定員(利用人数) : 60(65)名
所在地 : 鳥取県倉吉市福庭町2丁目152(TEL 0858-26-0868)

③ 総 評

◇特に評価の高い点

1. 倉吉市が策定した子育て支援長期計画に基づく理念・保育方針・保育目標を明確にし、職員全員で重点目標を話し合っている。また、個人目標をもち、保育に取り組む姿勢を明らかにしている。
2. 園長はリーダーシップをよく発揮し、職員や保護者からの信頼が厚い。職員会議の中で、研修の伝達や改善につながる前向きな意見が出るなど、職員間のコミュニケーションも良好で、相談しやすい職場環境である。
3. 地域のニーズに基づき、子育て支援「ぴよぴよクラブ」を開催し未就園児親子への遊びの提供・育児相談等を実施している。また、障がい児保育については、5歳児健やか相談事業や巡回相談を実施し、地域に貢献している。
4. 自園給食を実施し、調理や片づけ、温かい新鮮な食事の提供を通し、食育の基本を実践しており、保護者からも好評である。
5. 養護老人ホーム(シルバー倉吉)との定期的な交流をしたり、老人クラブや小中高校生との交流・絵本の広場や読み聞かせなどのボランティアを受け入れたり、地区公民館活動に参加するなど、地域とのかかわりを大切にしている。

◇改善を求められる点

1. 保護者の満足度は88%と高率であり、今年受けた苦情や提案を基に、改善に結びつける実効ある仕組みづくりができるようになり、第三者委員会も設置されている。十分に機能するため定期的に会議を開催してはどうか。
2. 十分に運動したり遊べるよう工夫をしているが、遊戯室に大型遊具や布団ダンスが置かれており狭い。また0~2歳児の乳児室も狭く、収納場所の確保や設備の改善が必要であろう。
3. 臨時およびパート職員の比率が高い。昨年より、行政の参画のもと、労働条件や外部への研修参加などの改善がなされている。今後も引き続き保育の質の向上につながるよう正職員の比率アップに努めてほしい。
4. 地域の子どもの数が減少している中でも、中途での入園児の希望が多い。それに対し、保育士の補充が追いつかず、見通しのある人員体制が求められる。

④ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の評価を受けて、保育園・職員の課題が明らかになり、全職員で解決のための方策を考えることが出来たことは非常に良かった。評価の結果を真摯に受け止めながら、保育内容の資質向上のため研修等に積極的に参加し、自己研鑽をしてより良い保育園・保育内容をめざしていきたい。

また、上井保育園が、子ども達や保護者・職員にとって居心地の良い場所であり、地域の子育てを支援していける保育園として上井地域になくはならない存在であり続けていきたい。

福祉サービス第三者評価結果

※すべての評価項目（55項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた第三者評価結果を表示します。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	㉠・b・c	「めざす子ども像」や保育方針を明確にし、玄関前と園内に掲示し、入園のしおりやホームページに公開している。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	㉠・b・c	保育方針を明文化し、本年度の重点目標とテーマに沿って保育内容を工夫するよう努めている。
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	㉠・b・c	年度末には、園児の傾向や特徴を踏まえ、どんな子どもに育てほしいか等職員全員で話し合い、保育目標を決定している。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・㉠・c	入園式や総会の中で、本年度のテーマ・取り組みについて説明したり、園便り・運動会など必要に応じて知らせている。しかし、評価機関が実施した保護者アンケートでは45%の周知状況であった。さらに工夫が必要であろう。

Ⅰ-2 計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	㉠ - c	倉吉市としての次世代育成支援行動計画及び、第十次倉吉市総合計画の中に公立保育園としての中・長期計画がある。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	㉠ - c	賃貸住宅や店舗等が年々増加傾向にあり、近隣の町村からの広域入所も含め、核家族の希望者が多い等のニーズをふまえ、職員全員で保育目標を決定している。基本方針に基づき、2～3年先を見据えた園独自の事業計画を作成してみてもどうか。
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	㉠・b・c	前年度の反省や要望等も参考にしながら、職員会議で積極的に意見を出し合い、組織的に計画が策定されている。
Ⅰ-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	㉠・b・c	職員に対しては朝のミーティングや職員会議などで周知を図っている。また、保護者に対しては入園式や保護者会、毎月の園だより・給食だより・クラスだより・保護者会だよりで伝えている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	判断理由
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c	年度当初に職員に保育所運営や子どもの安全について話をした。又、必要に応じて職員会や日常の業務に於いて、園長の管理責任について共通理解が得られるよう努めている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c	パートを含む全職員に対し、個人情報の保護・公務員としての職務を遵守することや、保育所保育指針改定のための学習を計画し、必要に応じ指導している。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c	職員の役割が十分発揮できるよう研修や出張に参加させたり、職員が働きやすい職場環境作りに努め、改善が必要な場合は指導助言を行っている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c	第三者評価受審に向けて全職員で検討を重ね、今後の業務改善への意欲が見受けられた。経営や業務の効率化については市と連携し、人事・労務・財務などの面からも分析し、成果を上げてほしい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c	倉吉市として税理士等の専門家を含む監査委員による監査を実施しており、子ども家庭課においては児童数及び広域保育の状況の推移を把握し、それをもとに総合計画が策定されている。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c	園を取り巻く地域の特徴や環境の変化についての把握に努めている。市の保育行政や経営状況について職員に会議等で伝達しているが、安定経営や園児数の確保など、独自でも改善課題を話し合っているかどうか。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c	倉吉市は議員や税理士等の専門家を含む監査委員による監査を実施している。園独自に対する指導・助言を受け、可能なことから経営改善を実施しているかどうか。

II-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c	市の保育行政としての方針や、必要な人員体制のプランがあるが、非常勤やパート職員の比率は50%と高率である。中途の入所希望児があり、年度当初から園児の見込み人員を把握するなど、対策が急務である。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c	3年前から市職員部課長レベルの能力考課として目標面接が行われているが、評価システムが資質の向上や人材育成に繋がることを期待する。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c	早朝や夕方の延長パートの勤務体制を含め4種類の勤務があり、柔軟な対応に心がけている。しかし、評価機関が実施した職員アンケートでは、「ゆとりがない」と答えた職員が15人中9人(60%)、「やりがいを感じている」と答えた職員も60%である。職員の意向を聞いたり市の担当課と相談をするなどさらに工夫が求められる。臨時職員の福利厚生センターへの加入等を実施していないが、職員検診や、親睦などは全職員がおこなっている。
II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c	職員教育は行政による年間研修プログラムに基づき計画的に取り組まれており、リーダー育成研修・保育支援研修・人権同和保育研修・食育研修・初任者研修等があり、それぞれ基本姿勢が示されている。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	(a)・b・c	年度当初にそれぞれの職員の役割や経験に基づき出席計画がたてられ、園内伝達研修は全職員が参加し保育の資質向上を図っている。また、職員一人ひとりが自己努力目標を掲げ、自己評価をしている。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c	研修の各レポートが管理され、年度末に年間研修全体の反省やまとめが記録されており、職員個々の次年度研修計画に反映されている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a・(b)・c	保育実習カリキュラムにそった実習が出来るように配慮をしているが、園としての受け入れマニュアルが未整備であり、今後作成予定である。
II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	(a)・b・c	実習生の受け入れは積極的に行っており、平成21年度から県立倉吉高等技術専門学校の体験実習希望者に対する受諾をしている。受け入れにあたっては、学校との覚書を取り交わし、実習における責任体制を明確にしている。

II-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c	自治体からの緊急時対応マニュアル・感染症対策マニュアルがあり、緊急連絡も整備している。安全管理マニュアルがあり、定期的に園舎内外点検、遊具安全点検を実施し、必要時修理する体制がある。
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	(a)・b・c	日々の保育や給食業務中のヒヤリハットに対し報告書(月5~6件)を提出して職員で共有し、事故防止対策を実行しており、意識が高いといえる。

II-4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-4-(1) 地域との連携が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者とのかわわりを大切にしている。	(a)・b・c	地域の協議会メンバーとして、地域の行事に参加したり、地区同和教育研究会において当園の人権同和保育の実践報告をし、就学前の人権保育の大切さを地域に伝えた。河北中学校区同研では教員との交流や研修を深めている。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c	近隣の養護老人ホームと定期的に交流をしたり、未就園児に週一回保育園を開放し、子育て支援活動をしている。「びよびよくらぶ」親支援として育児相談、園児との交流、絵本の読み聞かせ・貸出、行事や講演会の案内をし、参加者が増加傾向にあり好評である。
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c	地域のボランティアグループによる絵本の読み聞かせを月一回受け入れているが、その受け入れマニュアルは未整備である。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c	関係機関のリストを作成し、職員間で共有している。地域においては、養護老人ホームシルバー倉吉・上井児童センター・上井公民館などと連携している。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c	支援を要する親子については、巡回相談により関係機関(県立中部療育園、自閉症・発達障害支援センター「エール」・倉吉児童相談所等)との連携を密にしている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	㉠・b・c	河北中学校区同和教育研究会、上井地区公民館所属団体、保幼小連絡協議会等において地域のニーズを把握している。また、月一回の公私立保育園の園長会で、活動報告や各地域の情報を把握している。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・㉠・c	倉吉市からの委託事業として中学校区において担当の園が一時保育・家庭支援・病後児保育等を実施しており、希望者や地域へ紹介をしているが、当園は延長保育のみであり、十分とはいえない。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	㉠・b・c	めざす子ども像に向け、一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、朝のミーティングや職員会で共通の理解をもち、共通の行動で保育の実践がなされている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉠・b・c	プライバシー保護に関する規定、マニュアル等を整備し具体的な取り組みがある。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	㉠・b・c	保育園と保護者会との連携がとれていて、保育園運営の協力体制もできている。
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	㉠・b・c	保護者会と合同の取り組みで、主に行事の感想についてのアンケートが実施されており、保育に活かされている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉠・b・c	玄関にメッセージボックスを設置し、「入園のしおり」の中に苦情解決の仕組みや第三者委員の名前も明記し、意見を述べやすい環境を整備している。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・㉠・c	倉吉市としての規定及び苦情対応マニュアルが整備され、苦情受け付け書に記録されている。市と連携し、報告・連絡・相談体制が有効に機能するような活用方法を望む。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉠・b・c	園全体として解決に向けて話し合い、迅速に対応している。また、市や担当課も全園からの情報や意見の反映に努めている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c	自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が平成20年度より整備され、保育の質の向上や、改善の取り組みがなされている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・㉠・c	実施した自己評価及び第三者評価の結果に基づき、今後も継続して職員の参画により課題を明確にし、仕組みとして改善されることを期待する。
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・㉠・c	第三者評価の受審をきっかけに定期的に自己評価を実施する体制を構築されることを望む。
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・㉠・c	保育所保育指針の改訂にともない、研修において園児の評価基準や記載の仕方など、一定水準の保育を保障する様々な業務手順として、さらに周知できるよう整備されることを期待する。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉠・c	現状で実施されているやり方やマニュアルを、保育の質の向上という観点から再考できる機会をもつことが必要である。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c	一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録等の書面が整備されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・㉠・c	記録管理の責任者を明確にしており、記録は丁寧に記載されている。児童票は年齢別に綴られているが、個別にファイル化するとさらに活用しやすく、育ちの経過が明確になり、重複記録や業務改善に繋がるのではないかと。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c	配慮の必要な子どもについては職員会等で共通理解している。また、通園の際、健康面の連絡は玄関に配置した職員が記入表に書き込み、朝のミーティングで共有化している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c	公立保育園としての紹介がホームページで確認できる。保育料や特別保育については、倉吉福祉事務所においても知らせているが、園独自でも入園時やその都度、情報を紹介している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c	オープンデー、見学などの希望に対応している。また、入園のしおりに基づき、説明と同意を得るように配慮している。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c	転園の際、支援を要する親子に対し移行支援会議で共有化、就学児童については、保育園・幼稚園・小学校連絡会で情報交換している。引き継ぎ文書もあり、小学校への移行を円滑にするための体制がとられている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c	子どもの身体状況をクラスごとに毎日記録し、週単位・月単位に見直しを行っている。また、児童票には定期的に子どもの姿を評価し、記録している。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a・㉡・c	保育のニーズをアセスメントし、課題ごとに一人一人の特性に応じた記録をとるように努力している。さらに、目標を達成するために課題を明確にし、次の保育内容に活かせる記録のあり方を工夫されたい。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c	年齢にそった子どもの課題を明確にした指導計画を策定している。気になる子どもについては担当保育士だけでなく、ケース支援会議で共有し、適切な指導をする体制が整っている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c	定期的に指導計画を見直し、ケース支援会議に全職員が参加し、子どもの育ちを多面的にみていくことで評価・見直しがなされている。

福祉サービス第三者評価結果 (付加基準－保育所版－)

A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	(a)・b・c	保育計画は保育所保育指針や県人権同和保育手引き、倉吉同和保育指針に基づき、子どもの実態・地域の実態・保護者や保育者の願いを考慮して作成されている。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	(a)・b・c	指導計画は年間計画・月案・週日案とも担当保育士を中心に作成されている。月1回は保育内容を評価反省し、次の指導計画に反映させている。
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	(a)・b・c	登園時、保育中、降園時の様子は常にチェックし、体調不良の子どもに対しても適切な対応をしている。家庭からの連絡事項や確認事項を早出日誌に記載しておき、ミーティングで共有化する。投薬・与薬依頼書、薬も各担当が安全に保管している。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c	健康診断結果は全保護者に伝達されている。全園児が完治できるように家庭と連携をとりながら健康管理に努めている。保健情報や季節で流行する病気など、園だよりや連絡用白板で連絡し、家庭保育に反映できるように配慮している。
A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c	歯科健診の結果を全保護者に伝達している。虫歯予防のために、歯科衛生士による歯磨き指導を園児・職員が受け、歯磨きや仕上げ磨きの大切さを家庭に啓発している。年長・年中児が磨き残しのチェック体験をして効果をあげている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	(a)・b・c	感染症対応マニュアルが整備され、保育室には、二次感染を防ぐためのマニュアルが掲示してある。保護者には、感染情報や早期の感染予防策を連絡用白板にて随時知らせている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	(a)・b・c	音楽を流し、花を飾り、陶磁器の食器で雰囲気工夫し、異年齢児と楽しく食事をするよう配慮している。保育室で配食し、個人差や体調に合った量を調節し、完食できた喜びを味わえるよう工夫している。当番活動で配膳や片付けをしたり、収穫した地元の野菜を活用したメニューを年長児が放送し、給食に関心をもてるよう工夫をしている。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	(a)・b・c	子どもの発達状況や喫食状況を調理員に伝え、個々に合った量や切り方など配慮した調理がされている。調理員は各保育室を回り、子どもの食事状況を把握すると共に残食状況把握に努め、今後の献立作成に生かしている。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c	給食便りを配布し当日の給食サンプルを掲示している。試食会で食育の話やしシビ配布をし、食に関心を持ってもらう機会としている。離乳食の完了期までは喫食状況について子どもの頑張る姿を保護者に知らせ、共に成長を喜び合う機会としている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・-・c	専門医の指示に従いその子どもにあった除去食を提供している。また、全職員が把握し、適切な対応に努め、緊急時の対応、連絡先等保護者と確認している。

A-1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c	手洗い場・トイレは子どもが利用しやすいように清潔に保ち、安全への工夫がされている。子どもの安全確保のために施設設備・遊具を週1回定期的に点検している。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a・㉡・c	ほふく室は乳児が十分に遊べるスペースとは言えず、限られたスペースを利用して保育している。また、遊戯室に布団棚や大型遊具が置いてあり、からだを十分に使う活動が困難である。子どもの活動を保障するための工夫が望まれる。
1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	㉠・b・c	子どもの思いや言いたいことを、ゆったりした気持ちと、優しい言葉で受容しよう努めている。また、子どもが求めている対応を後回ししないでその場で関わっていくように心がけている。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	㉠・b・c	子どもの発達にそった言葉かけや援助をしながら、基本的な生活習慣の自立を促すような対応をしている。トイレへの誘いの言葉かけも優しい声で促し、行きたい子が行くなど無理強いせず、一人ひとりのリズムを大切にしている。
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a・㉡・c	各保育室に発達に応じた遊具や玩具は、分類や整理整頓がしやすいように絵や文字を書くなどの工夫がある。絵本は各保育室と玄関に設置してあるが、ゆったりと自由に絵本が楽しめる絵本コーナーの充実を望む。
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	㉠・b・c	祖父母との米づくり体験や、近くの公園・神社などで自然とかかわる機会をつくっている。地域の老人クラブとの交流、地区文化祭にも参加している。また、養護老人ホームとの年間交流、警察署や学校との交流や体験を通して地域と関わりをもっている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	㉠・b・c	子どもの作品が大切に扱われ、作品を周りの人に認めてもらうことで意欲や自信につながるよう支援している。音楽に合わせて自由に歌い、踊りを楽しむ子どももいたり、みんなと集団遊びや身体表現の楽しさが味わえるように配慮している。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	㉠・b・c	当番活動を通して、役立ち感の芽生えや責任感、みんなと協力することの大切さが育っている。異年齢交流活動の中で、相手を思いやる心や助け合い、共に頑張る気持ちが育つように配慮している。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	㉠・b・c	国際交流やさまざまな体験の中で言葉や文化の違いを知らせ、尊重しあえる子どもに育つよう配慮している。講演会や懇談会で子どもの人権について考える機会を作っている。職員も人権教育研修会に積極的に参加している。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㉠・b・c	性差につながるきめつけや固定的な対応はしていない。出席簿は生年月日順、園生活の中でもロッカー、荷物置き場等性別分けをしていない。保護者との合同研修会で、園の取り組みや家庭での男女共同参画について学びあった。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・㉡・c	SIDSについてのマニュアルは作成されている。また、離乳食は一人ひとりの発育や発達に応じて進めている。0歳～2歳児は同室での保育であり、狭くて乳児がゆったり過ごせないこともある。他のクラスと交流したり戸外や遊戯室などを活用しているが、さらに工夫を望む。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c	異年齢の子ども同士で遊べるよう配慮している。子どもの健康状態や伝えておきたいことなど担当保育士に引き継ぎ、保護者へ連絡をしている。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c	担当保育士を配置し、障がい児が安心して生活できる環境を整備している。職員保護者対象の講演会を開催し、障がい児保育に理解を深めてもらう取り組みをしている。医療機関・専門機関と連携をしながら、全職員の共通認識になるよう会議で情報交換をしている。

A-2 子育て支援

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a・㉔・c	病気等で3日以上欠席の場合家庭訪問しているが、日常的には送迎時の対話、連絡用白板、連絡帳による情報交換をし、必要に応じて個別懇談を実施している。今後は、全園児の保護者に対しておこなうなど、親の支援体制作りが望まれる。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉔・-・c	家庭の状況や保護者との情報交換の内容は記録している。職員間の共通理解が必要なことは職員会で周知し会議記録簿に記録している。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉔・b・c	クラス懇談会で子育てや子どもの人権について話し合い共通理解の場になっている。年齢別保育参加日や講演会で、子どもの発達や育ちを共に考える機会にしている。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	㉔・b・c	虐待防止マニュアルがあり、職員に周知させている。早期発見に努め、異変に気づいた時は、写真撮影や状況把握をし関係機関との連携体制ができています。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	㉔・-・c	虐待、ネグレクトの疑いがある家庭は、普段から育児不安や悩み等が相談しやすい環境をつくり家庭支援をしている。児童相談所、市子ども家庭課との連絡体制を整えている。
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a・㉔・c	倉吉市としては小学校区毎に一時保育を引き受ける園を決めているが、園独自としては実施していない。今後は、地域の要望を把握し、倉吉市の子育て支援策の観点から検討が望まれる。

A-3 安全・事故防止

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	㉔・b・c	園独自の給食調理マニュアルを作成し、調理員または代替職員は安全な給食が調理できるシステム作りをしている。また、担当者が点検表の項目にそって、毎日チェックしている。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	㉔・b・c	自治体が作成した食中毒マニュアルがあり、全職員が周知している。研修会にも参加し、安全管理意識の高揚に努めている。食中毒注意報発令の情報は、全職員に周知し、安全管理の対応をしている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	㉔・b・c	週一回、遊具安全点検マニュアルにそって点検している。また、毎年専門業者による遊具安全点検を実施している。事故防止のために、保育中おきた事柄を「ヒヤリハット報告書」に記録し、職員会で周知させ事故防止に役立てている。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉔・b・c	非常災害対策マニュアルがあり、年間計画(火災・地震・台風・水害)にそって毎月災害避難訓練を実施している。消防署と連携して通報訓練・消火訓練も年2回実施したり、交通安全指導、安全教室を実施し、職員に周知されている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉔・b・c	不審者対応マニュアルに基づき、災害避難訓練を年2回実施している。緊急時の対応に職員や関係機関との連携体制がとれている。園外活動時も非常時に備えて、防犯ベルや催涙スプレーを携帯している。